

平成27年実施の補てん状況調査 (平成26年度分)の誤り等について

平成27年実施の補てん状況調査（平成26年度分）の誤り等について

【経緯】

本年4月に平成28年度状況調査の作業を進めていく中で、平成26年度状況調査の公表データと比べて低い補てん率が病院において算出されたことから、その原因を調査したところ、D P C病院の包括部分の補てん状況の把握に不正確な点があったことが判明した。このため、調査方法を変更して平成26年度再調査・平成28年度調査を行い、本年7月の第16回消費税分科会にて結果を公表した。（別添参照）

【誤りの内容等】

D P C病院の包括部分の補てんについて、N D Bデータによる入院日数に、非D P C病院の補てん点数（例：7対1 = 25点、10対1 = 21点）を乗じて推計していたが、N D Bデータの抽出のプロセスにおいて、複数月にまたがる入院に係る入院日数について各月に重複してデータが抽出され、それに基づく算定回数（人×入院日数）の合計値が提供されていた。

（例）

4月に10日、5月に10日で計20日入院していた場合。本来は「4月:10日、5月:10日」（計20日）と抽出されるべきであったが、「4月:10日、5月:20日」（計30日）と抽出され、それに基づく算定回数の合計値が提供されていた。

D P Cレセプトでは、月跨ぎの入院について、該当月以前の入院日数も記録されるため、N D Bデータには重複した入院日数も含まれているが、当該仕様が特段意識されず、重複していないデータを抽出する依頼、及びそのことの確認は行われなかった。また、受領したデータ上は、病院ごとの算定回数（人×入院日数）の合計値となっており、直ちに日数重複を認識できる形式ではなかった。

【調査方法の見直し等】

D P C 病院の包括部分の補てんについては、N D B データではなく、D P C 病院から厚労省に提出されているD P C データを用い、抽出対象となった個々の医療機関について、平成26年4月の消費税引上げにより上乘せされた点数と係数による収入から直接算出することとした。

また、今後このような事態が発生することがないように、

- ・ 使用するデータそれぞれの正確性について、他のデータからも確認する（N D B データについてD P C データを用いて検証する等）
- ・ 数値の集計等に当たっては、複数の職員で入念的に確認する
- ・ 業者へのデータ抽出依頼に当たって、依頼フォーマットの記載ぶり等について精査するなど、一つ一つの作業に当たり、丁寧に対応していく。

【当時の経緯】

- 平成27年10月 5日 N D B データを受領し、平成26年度状況調査の作業に着手
平成27年11月30日 第13回消費税分科会開催（平成26年度状況調査を公表。「補てん状況にばらつきは見られたものの、マクロでは概ね補てんされていることが確認された」旨を報告）
- 平成28年 3月30日 第14回消費税分科会開催（前回の指摘事項や、これまでの経緯、今後の進め方等について議論）
- 平成28年 6月 1日 消費税引上げの2年半延期の表明

【今回の経緯】

- 平成30年 2月28日 N D B データを受領し、平成28年度状況調査の作業に着手
平成30年 3月30日 第15回消費税分科会開催（これまでの経緯等について報告。薬価調査、実態調査、設備投資調査の実施方針等について議論）
- 平成30年 4月中下旬 調査作業が進んでいく中で、平成26年度状況調査の公表データと比べてかなり低い補てん率が病院において算出されたため、その原因を調査。入院日数の重複が判明
- 平成30年 4月25日 分科会開催予定であったが、再調査に時間を要することから延期
平成30年 7月25日 第16回消費税分科会開催（平成26年度状況調査に誤りがあったことを報告し、平成26年度再調査・平成28年度調査を公表。「平成26年改定項目等の直近改定までの推移」について報告）